

入札結果のお知らせ(総合評価落札方式)
開札結果(総合評価落札方式:施工能力評価型)

工事名	甲子園浜浄化センターNo.1,2ブロワ設備改築工事
設計課名	下水道部 下水浄化センター
所 属	西宮市 甲子園浜1丁目
入札執行日	令和6年6月12日
その他	総合評価落札方式適用案件、低入札価格調査制度適用案件

	税抜金額	消費税	合計金額
予定価格	¥336,926,000	¥33,692,600	¥370,618,600
調査基準価格	¥303,406,100	¥30,340,610	¥333,746,710
失格基準価格	¥283,883,200	¥28,388,320	¥312,271,520

入札参加者		② 評価点 の合計	③ 標準点(100点) +評価点の合計: a(技術評価点)	第1回入札金額 (税抜金額):b	④ 評価値:a/b (単位: 1/億円)	技術評 価点≥ 標準点	順位	結果	低入札価 格調査実 施結果	備考
1	住友重機械エンパイロメント 株式会社 大阪支店	3.500	103.500	¥303,000,000	34.158	○	2位		-	
2	新明和工業株式会社 流体事 業部営業本部関西支店	4.000	104.000	¥290,000,000	35.862	○	1位	落札	○	

入札参加者名		企業評価項目										②	
		企業の能力等								技術者の能力			
		品質管理の取組み	同種工事の施工実績	類似工事の施工実績回数	工事成績の平均点	工事の受注実績	主たる営業所の所在地	① 社会・地域貢献活動	総合評価落札方式 の履行義務違反	指名停止措置の履歴	同種工事の従事経験	従事した工事成績	評価点の合計
		満点 0.5点	満点 0.3点	満点 0.2点	満点 1.0点	満点 0.5点	満点 0.5点	満点 1.0点	減点- 1.0点	減点- 2.0点	満点 0.5点	満点 1.0点	
1	住友重機械エンパイロメント株式会社 大阪支店	0.5	0.3	0.2	1.0	0.5	0.0	0.000	0.0	0.0	0.0	1.0	3.500
2	新明和工業株式会社 流体事業部営業本部関西支店	0.5	0.3	0.2	1.0	0.5	0.0	0.000	0.0	0.0	0.5	1.0	4.000

(注)①②③④は小数点第3位まで表記しています。(第4位以降は非表示)

低入札価格調査の実施概要

工 事 名	甲子園浜浄化センターNo.1, 2 ブロワ設備改築工事
調査対象者	新明和工業株式会社 流体事業部 営業本部 関西支店
企業所在地	大阪市淀川区宮原3丁目3-31 上村ニッセイビル

項 目	内 容
1. その価格により入札した理由	(理由書の概要) ・ 甲子園浜浄化センターにおけるブロア改築工事を継続受注すべく、また高速軸浮上式ターボブロワの納入実績を増やすため応札した。 ・ 高速軸浮上式ターボブロワ及び水中ポンプは自社工場製作であり生産設備、試験設備、製作ノウハウを有していること。また、その他機器も長年の取引実績等による調達により機器費を低減できる。 ・ 施工業者は、長年にわたる施工協力業者としての施工実績とノウハウにより安価で高品質な作業が可能。 ・ 当処理場内での同種の改築工事の実績があり、実績から得たノウハウを用いることにより工数低減が可能で共通仮設費等の縮小が可能。 ・ 据え付け外注費は、据え付け方法を有しており不要。また、同様に設計技術費に関しても低減が可能。 ・ 営業上の戦略及び企業努力により一般管理費を縮減する。
2. 積算内訳書及び積算内訳に対する明細書	・ 金抜き設計書に対応した積算内訳書及び明細書等の提出があり、入札価格（工事費内訳書）と相応する金額で、契約対象工事の施工にあたって必要となる全ての費用が計上されていた。また、下請予定業者、資材購入先等の見積書が添付され、計数的にもその内容が積算内訳書及び明細書等に反映されていた。
3. 配置予定技術者名簿	・ 添付資料により、入札公告で定めた条件（資格・雇用関係）を満たす事が確認出来た。
4. 建設副産物の搬出先	・ 発生する全ての建設副産物（コンクリートガラ等）について、搬出予定先の見積書等が添付され、適正な処理費用が計上されていた。
5. 上記1から4までの内容についての調査検討	・ 積算内訳書及び明細書等に違算、遺漏は認められず、適切に工事内容の把握が行われていると判断出来た。 ・ 下請予定業者とは長年の取引実績があり、下請予定額についても打合せ済みであり、工事の施工に支障がないと判断出来た。 ・ 工事価格は、発注者積算額と比べ低く見積られているが、全体として企業努力によるコストダウンの範囲内であると判断出来た。 ・ 建設副産物の処理費用は適正に計上されており、搬出先や処理体制についても支障ないと判断出来た。
6. 契約の適否に関する判定結果	・ 調査対象者の応札額、提出された資料等の内容を調査検討した結果、西宮市上下水道局建設工事請負契約に係る低入札価格調査取扱要領第11条第2項各号に掲げる失格又は履行不可能のおそれがあるとする判断基準のいずれにも該当せず、調査対象者の価格によっても当該契約の内容に適合した履行が可能であると認める。